

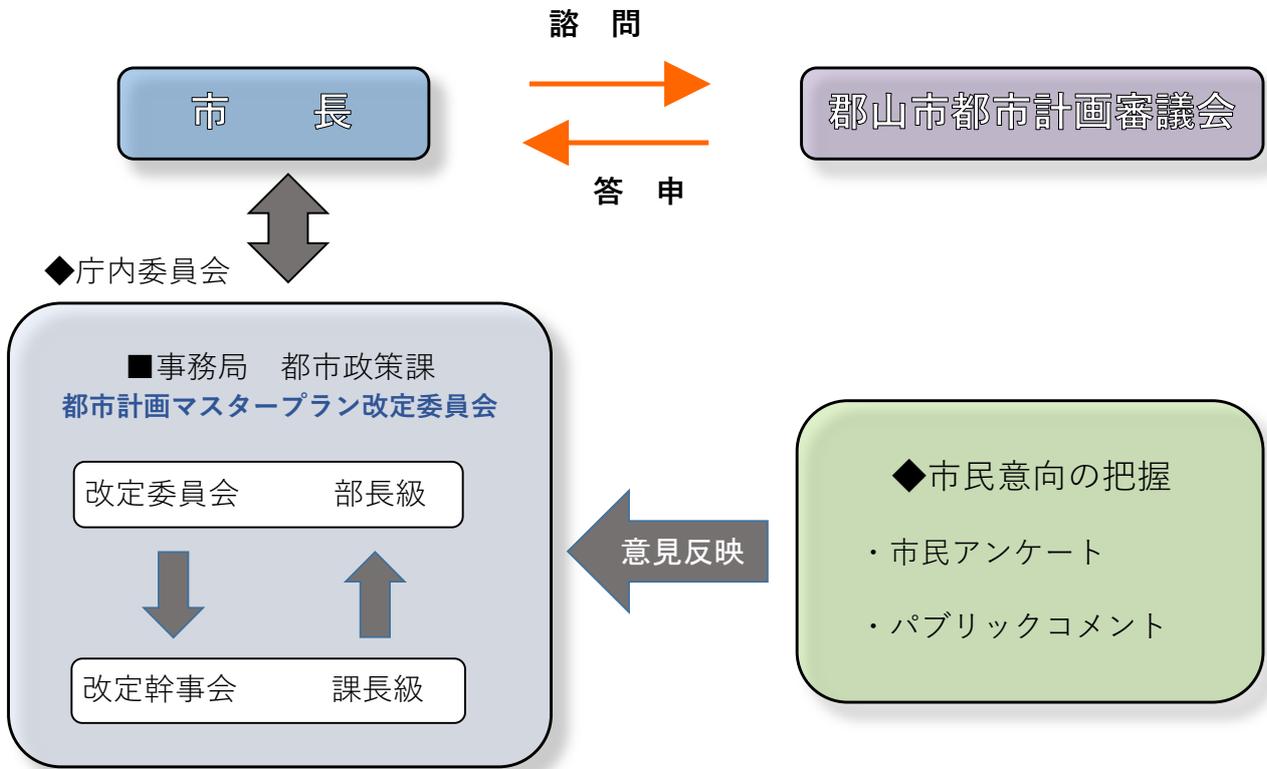
資料編



- 資－ 1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制
- 資－ 2 郡山市都市計画マスタープラン改定経緯
- 資－ 3 市民意見の聴取
- 資－ 4 関連要綱など
- 資－ 5 用語解説

資-1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制

1 改定体制



改定の背景
序章

郡山の現状と課題
第1章

都市の基盤と基盤
第2章

将来都市構造
第3章

分野別方針
第4章

地域別構想
第5章

実現化の方途
第6章

2 郡山市都市計画審議会 名簿

区分	2022（令和4）年度		2023（令和5）年度	
	審議委員氏名	主な役職	審議委員氏名	主な役職
第1号 委員 (市議会 議員)	會田 一男	市議会議員	會田 一男（～9/3） 池田 義人（9/22～）	市議会議員
	近内 利男	市議会議員	近内 利男（～9/3） 三瓶 宗盛（9/22～）	市議会議員
	佐藤 栄作	市議会議員	佐藤 栄作（～9/3） 田川 正治（9/22～）	市議会議員
	名木 敬一	市議会議員	名木 敬一（～9/3） 久野 三男（9/22～）	市議会議員
	八重樫 小代子	市議会議員	八重樫 小代子（～9/3） 久野 三男（9/22～）	市議会議員
	山根 悟	市議会議員	山根 悟（～9/3） 本田 豊栄（9/22～）	市議会議員
第2号 委員 (学識 経験者)	阿部 亜巳	弁護士(弁護士法人クレ イス法律事務所勤務)	阿部 亜巳	弁護士(弁護士法人クレ イス法律事務所勤務)
	今泉 守顕	郡山商工会議所 副会頭 (株)郡山第一ビル 代表 取締役社長)	今泉 守顕	郡山商工会議所 副会頭 (株)郡山第一ビル 代表 取締役社長)
	今野 静	(公社)福島県看護協会 会長	今野 静（～7/11） 佐藤 博子(7/24～)	(公社)福島県看護協会 会長
	斎藤 陽一	東日本旅客鉄道(株) 郡山 駅長	斎藤 陽一	東日本旅客鉄道(株) 郡山 駅長
	佐久間 啓	(医)あさかホスピタル 理事長	佐久間 啓	(医)あさかホスピタル 理事長
	佐久間 俊一	農業委員会会長	佐久間 俊一	農業委員会会長
	佐藤 修朗	福島トヨペット(株) 代表 取締役社長	佐藤 修朗	福島トヨペット(株) 代表 取締役社長
	坪井 道子	(株)ツボイ 代表取締役 ((公社)福島県建築士 会郡山支部 理事)	坪井 道子	(株)ツボイ 代表取締役 ((公社)福島県建築士 会郡山支部 理事)
	内藤 清吾	元(株)内藤工業所 会長	内藤 清吾	元(株)内藤工業所 会長
速水 清孝	(学)日本大学工学部建築 学科 教授	速水 清孝	(学)日本大学工学部建築 学科 教授	
第3号 委員 (関係 行政機関 の職員)	遠藤 雅司	国土交通省 東北地方整 備局 郡山国道事務所長	遠藤 雅司	国土交通省 東北地方整 備局 郡山国道事務所長
	中島 博	福島県県中地方振興局 長	小貫 薫	福島県県中地方振興局 長
	宗像 誠也	福島県県中建設事務所 長	芳賀 英幸	福島県県中建設事務所 長
	遠藤 勉	福島県郡山警察署長	遠藤 勉	福島県郡山警察署長

資-1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制

3 郡山市都市計画マスタープラン改定委員会 名簿

役職名	職名【2022（令和4）年度】	職名【2023（令和5）年度】
委員長	副市長	副市長
副委員長	都市整備部長	都市構想部長
委員	総務部長	総務部長
	政策開発部長	政策開発部長
	財務部長	財務部長
	税務部長	税務部長
	市民部長	市民部長
	文化スポーツ部長	文化スポーツ部長
	環境部長	環境部長
	保健福祉部長	保健福祉部長
	こども部長	こども部長
	農林部長	農林部長
	産業観光部長	産業観光部長
	建設交通部長	建設部長
	教育委員会事務局 教育総務部長	教育委員会事務局 教育総務部長
	教育委員会事務局 学校教育部長	教育委員会事務局 学校教育部長
農業委員会事務局長	農業委員会事務局長	
上下水道局長	上下水道局長	



●改定委員会



●改定幹事会

4 郡山市都市計画マスタープラン改定幹事会 名簿

役職名	【2022（令和4）年度】		【2023（令和5）年度】	
	部局	職名	部局	職名
幹事長	都市整備部	次長	都市構想部	次長兼開発建築指導課長
副幹事長	都市整備部	参事兼都市政策課長	都市構想部	次長兼総合交通政策課長
				参事兼都市政策課長
幹事	総務部	総務法務課長	総務部	次長兼総務法務課長
	政策開発部	次長兼政策開発課長	政策開発部	次長兼政策開発課長
	財務部	次長兼財政課長	財務部	財政課長
	税務部	市民税課長	税務部	市民税課長
	市民部	市民・NPO活動推進課長	市民部	市民・NPO活動推進課長
	文化スポーツ部	次長兼文化振興課長	文化スポーツ部	次長兼文化振興課長
	環境部	環境政策課長	環境部	次長兼環境政策課長
	保健福祉部	次長兼保健福祉総務課長	保健福祉部	保健福祉総務課長
	こども部	こども政策課長	こども部	次長兼こども政策課長
	農林部	次長兼農業政策課長	農林部	次長兼農業政策課長
	産業観光部	産業雇用政策課長	産業観光部	産業雇用政策課長
	建設交通部	道路建設課長	建設部	道路建設課長
	教育委員会事務局 教育総務部	次長兼総務課長	教育委員会 事務局教育総務部	次長兼総務課長
	教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課長	教育委員会 事務局学校教育部	学校管理課長
	農業委員会事務局	次長	農業委員会事務局	次長
	上下水道局	次長兼総務課長	上下水道局	総務課長

資-2 郡山市都市計画マスタープラン改定経緯

2022（令和4）年度	
月 日	内容
7月22日	【庁内調整】第1回改定委員会(部長級)
7月29日	【庁内調整】第1回改定幹事会(課長級)
8月3日～ 8月31日	【庁内調整】関係各課及び各行政センター意見照会
8月26日～ 9月30日	【市民意向の把握】中学校への協力依頼（生徒及びPTA） 郡山第二中学校、小原田中学校、富田中学校、大槻中学校、行健中学校、明健中学校、安積中学校、安積第二中学校、三穂田中学校、逢瀬中学校、片平中学校、喜久田中学校、日和田中学校、湖南中学校、熱海中学校、守山中学校、西田学園、宮城中学校（全18校、145件）
8月29日	【庁外調整】（第1回）郡山市都市計画審議会（108回） ・社会情勢の変化や上位計画の見直しに伴い都市計画マスタープランの改定を提案 ・郡山市都市計画マスタープラン2015の位置づけなどの説明 ・都市計画マスタープランの策定体制の説明
9月14日～ 9月30日	【市民意向の把握】行政区長等：直接依頼（一部郵送） 開成地区町内会連合会（旧市内西）、東部地区町内会連合会（旧市内東）、富田町正副区長会（富田地域）、大槻中央地区町内会（大槻地域）、富久山町連合町内会長 連絡協議会（富久山地域）、安積町自治会長会（安積地域）、三穂田町区長会（三穂田地域）、逢瀬町区長会（逢瀬地域）、片平町区長等連絡協議会（片平地域）、喜久田町区長会（喜久田地域）、日和田町町内会長協議会（日和田地域）、湖南町区長会（湖南地域）、熱海町行政区長会（熱海地域）、田村町自治会（田村地域）、西田町区長会（西田地域）、中田町内会連絡協議会（中田地域）（全16地域、16件） 各行政センター：窓口アンケート（43件）
9月20日～ 9月25日	【市民意向の把握】オープンハウス：市民ギャラリーアンケート（102件） ※9月22日(木)9月25日(日)職員説明
11月15日～ 11月30日	【庁内調整】第2回改定幹事会(書面開催)
1月20日 ～2月10日	【庁内調整】第2回改定委員会(書面開催)
3月6日	【庁外調整】（第2回）郡山市都市計画審議委員への中間報告（書面） ・スケジュール ・主な見直しのポイント ・新旧対照表 ・アンケート結果

2023（令和5）年度	
月 日	内容
4月25日	【庁内調整】第3回改定幹事会（課長級）
5月11日	【庁内調整】第3回改定委員会（部長級）
6月21日～ 6月30日	【庁内調整】各課 意見照会
7月28日	【庁内調整】第4回改定幹事会
8月7日	【庁内調整】第4回改定委員会
8月9日	【庁外調整】（第3回）郡山市都市計画審議会（110回） ・郡山市都市計画マスタープラン（原案）の作成状況について
9月4日～ 10月5日	【市民意向の把握】改定（案）の意見公募（パブリックコメント）手続き
10月24日	【庁外調整】（第4回）郡山市都市計画審議会（111回）（答申） ・郡山市都市計画マスタープランの改定について

資-3 市民意見の聴取

1 市民意見調査等の開催

〔実施概要〕

本計画の改定にあたり、郡山市の都市づくりに関する市民意向を確認するため、アンケート形式の調査を実施しました。実施要領は下記のとおりです。

調査内容：都市計画マスタープラン見直しに関連すること（次頁以降参照）

調査対象：都市計画区域内にお住まいの①中学生及びP T A ②行政区長

①中学生及びP T A

箇所数：18校（旧市内2校+行政センター管内各1校（富久山・安積のみ2校））

依頼数：生徒6名（各学年2名（男女各1名）×3学年）

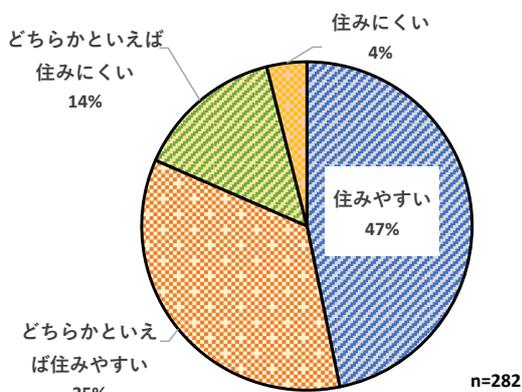
P T A 6名（調査依頼生徒の親以外）

②行政区長：16団体（旧市内2団体+行政センター管内各1団体）

〔 主な調査結果 〕

(1) 現在お住まいの地域について住みやすいと感じていますか。

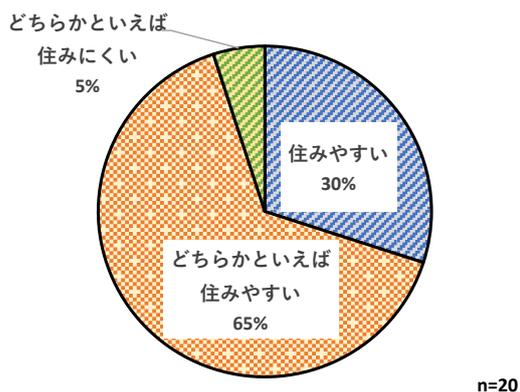
【市内】



○「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計が80%を超えており、市内の住みやすさにおおむね満足している市民が多いと言えます。

○一方で、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」の回答は20%近くあり、市内の住みやすさの向上が求められていると考えられます。

【市外】



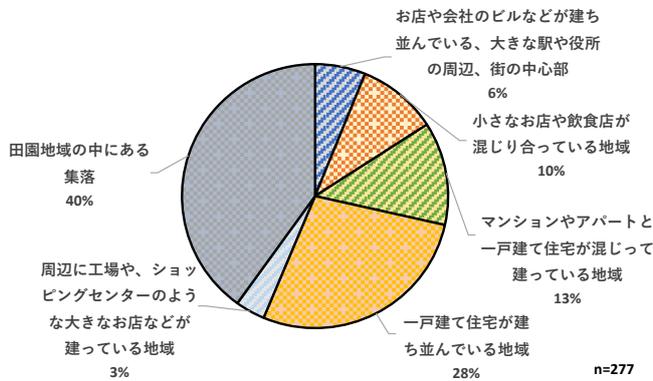
○「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計が95%と市内の満足度を上回っており、市外の住みやすさの満足度は非常に高いといえます。

○また、「どちらかといえば住みにくい」は5%にとどまり、「住みにくい」と回答した人はいませんでした。

資-3 市民意見の聴取

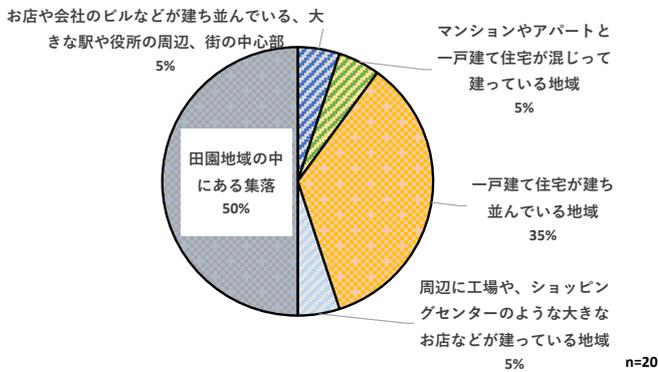
(2) 現在住んでいる地域はどのような地域ですか。

【市内】



- 「田園地域の中にある集落」と回答した方が40%と最も多く、次いで「一戸建て住宅が建ち並んでいる地域」が28%と多くなっています。
- また、「マンションやアパートと一戸建て住宅が混じって建っている地域」が13%、「小さなお店や飲食店が混じり合っている地域」が10%と順に多くなっています。

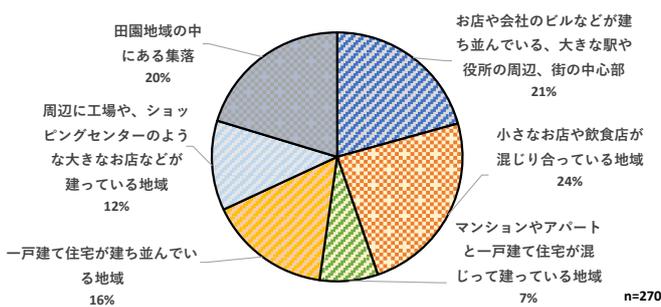
【市外】



- 市外では「田園地域の中にある集落」が50%と最も多く、全体の半数を占めています。
- 次いで「一戸建て住宅が建ち並んでいる地域」が35%と多くなっています。

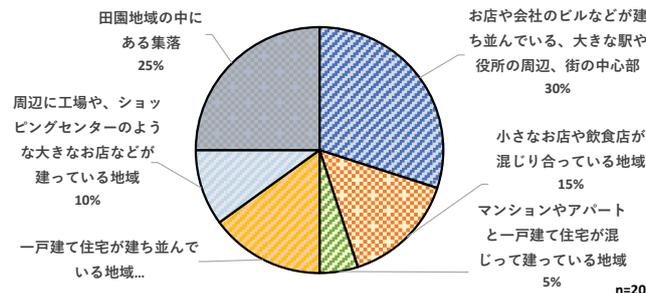
(3) 今後住みたいと思う地域はどのような地域ですか。

【市内】



- 「小さなお店や飲食店が混じり合っている地域」が24%と最も多く、次いで「お店や会社のビルなどが建ち並んでいる、大きな駅や役所の周辺、街の中心部」が21%であり、現在の住まいよりもまちの中心部に近い地域を希望する回答が比較的多くなっていると言えます。

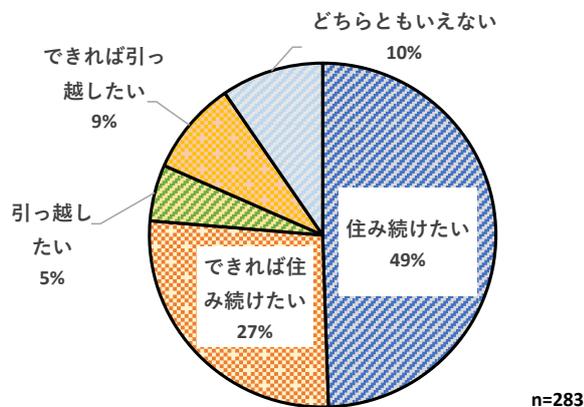
【市外】



- 市外では「お店や会社のビルなどが建ち並んでいる、大きな駅や役所の周辺、街の中心部」が30%と最も多く、次いで「田園地域の中にある集落」が25%でした。
- 市内の結果と同様に、市外の方も現在の住まいよりもまちの中心部に近い地域を希望していると考えられます。

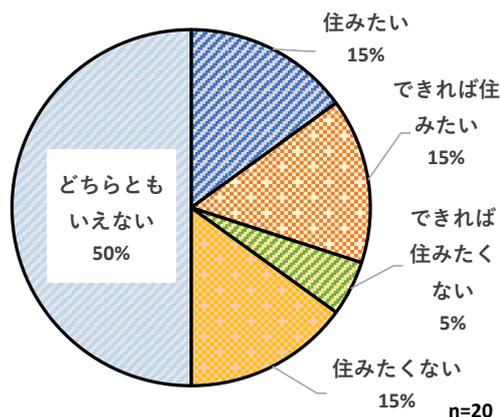
(4) 今後、郡山市に住みたいと思いますか。

【市内】



- 「住み続けたい」が49%、「できれば住み続けたい」が27%であり、今後も住み続けたいと希望している市民が比較的多いと言えます。
- 一方で、「引越したい」が5%、「できれば引越したい」が9%であり、このような市民に今後も住み続けてもらうための取組が重要になると考えられます。

【市外】



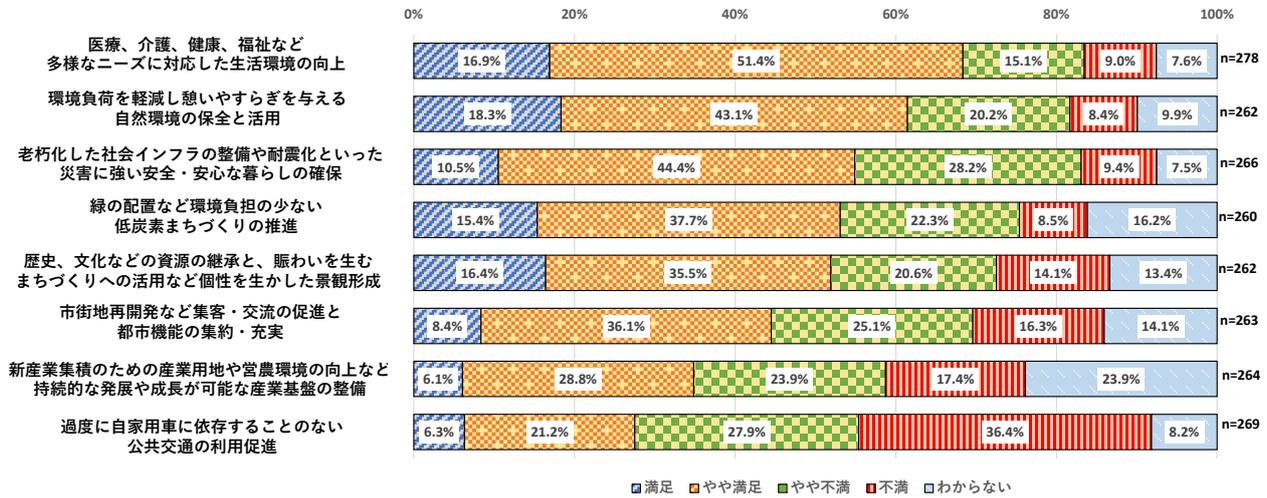
- 「住みたい」が15%、「できれば住みたい」が15%である一方で、「できれば住みたくない」が5%、「住みたくない」が15%となっています。
- また、「どちらともいえない」が50%であることから、「郡山市に住みたい」と思ってもらえるよう、暮らしやすさや中心部の魅力を高める取組が重要であると考えられます。

資-3 市民意見の聴取

(5) お住まいの生活圏について、各項目の満足度と特に重要と思われる項目を教えてください。

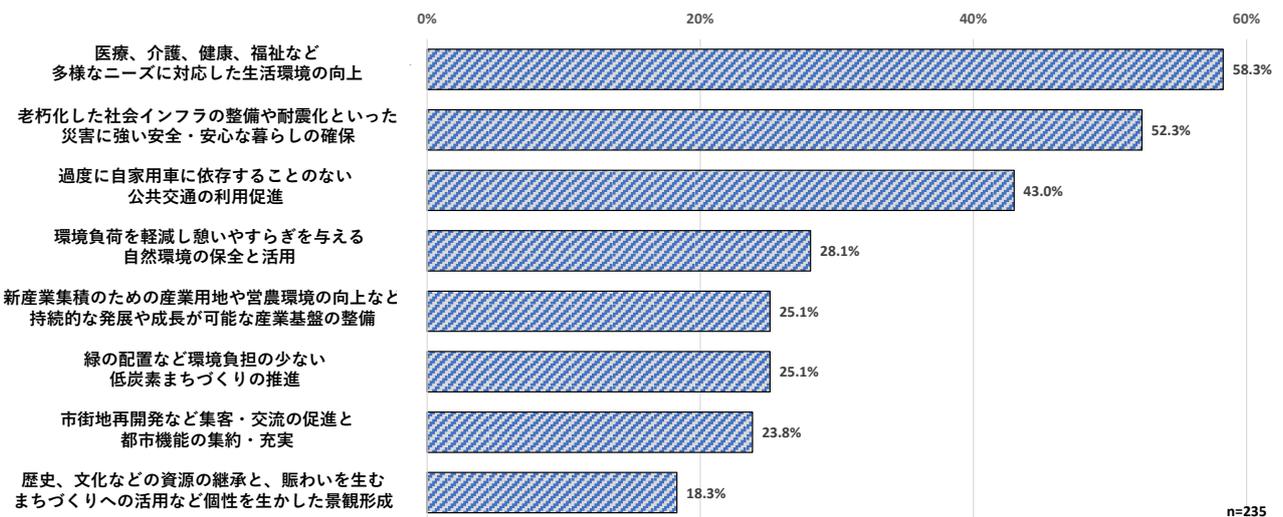
【市内】

■満足度



- 最も満足度が高いのは「医療、介護、健康、福祉など多様なニーズに対応した生活環境の向上」であり、市内の医療・福祉体制に比較的満足している様子がうかがえます。
- 一方で「過度に自家用車に依存することのない公共交通の利用促進」は満足度が低いことから、公共交通の利便性を向上させる取組の推進が求められていると考えられます。

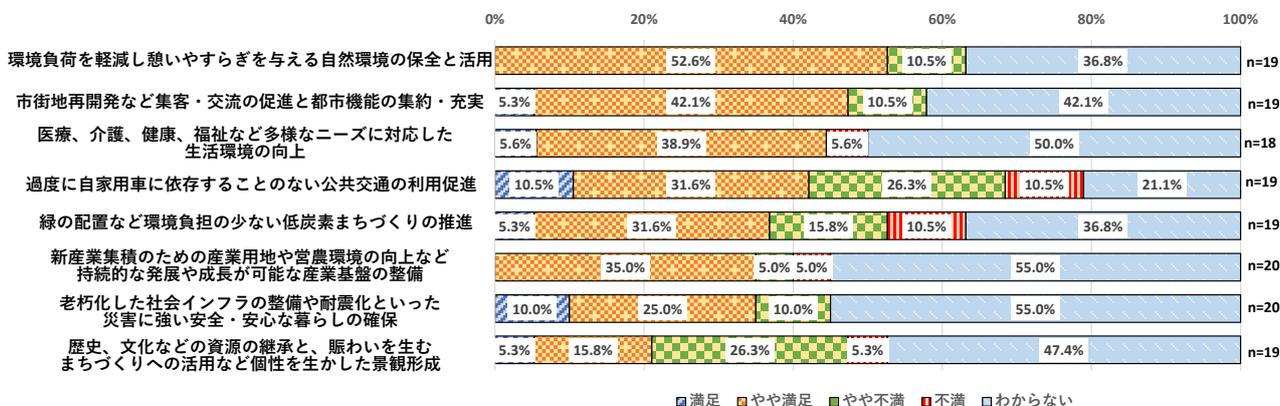
■重要度



- 最も重要視されているのは「医療、介護、健康、福祉など多様なニーズに対応した生活環境の向上」であり、今後も高い満足度を維持する必要があります。
- 次いで「老朽化した社会インフラの整備や耐震化といった災害に強い安全・安心な暮らしの確保」の回答も多かったことから、近年頻発する自然災害への対応やインフラ整備が求められていると言えます。

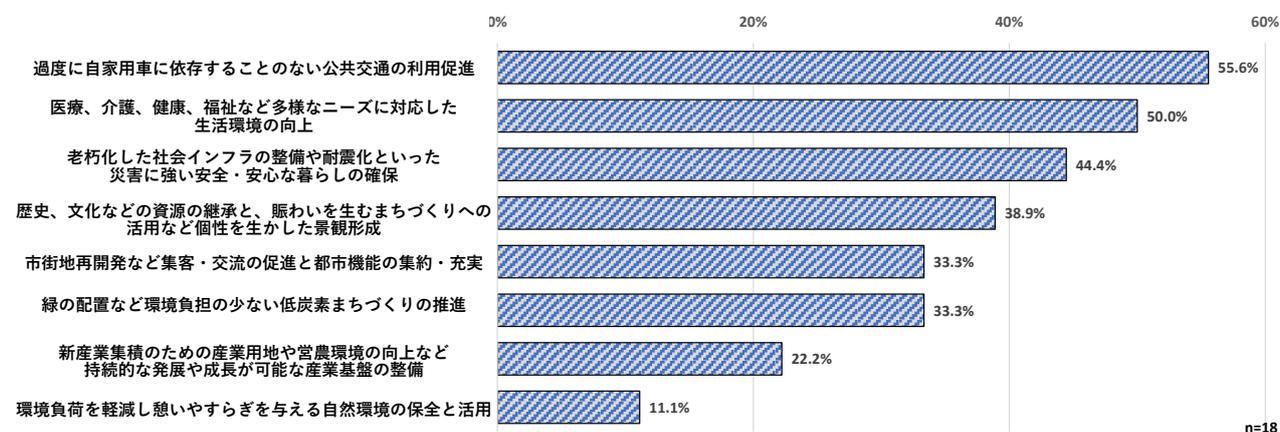
【市外】

■満足度



- 満足度が最も高かったのは「環境負荷を軽減し憩いやすらぎを与える自然環境の保全と活用」であり、市外の方は豊かな自然環境に満足している方が多いと言えます。
- 一方で満足度が低かったのは「歴史、文化などの資源の継承と、賑わいを生むまちづくりへの活用など個性を生かした景観形成」や「老朽化した社会インフラの整備や耐震化といった災害に強い安全・安心な暮らしの確保」であり、市外におけるまちの賑わい創出や安全面での機能向上が求められています。

■重要度



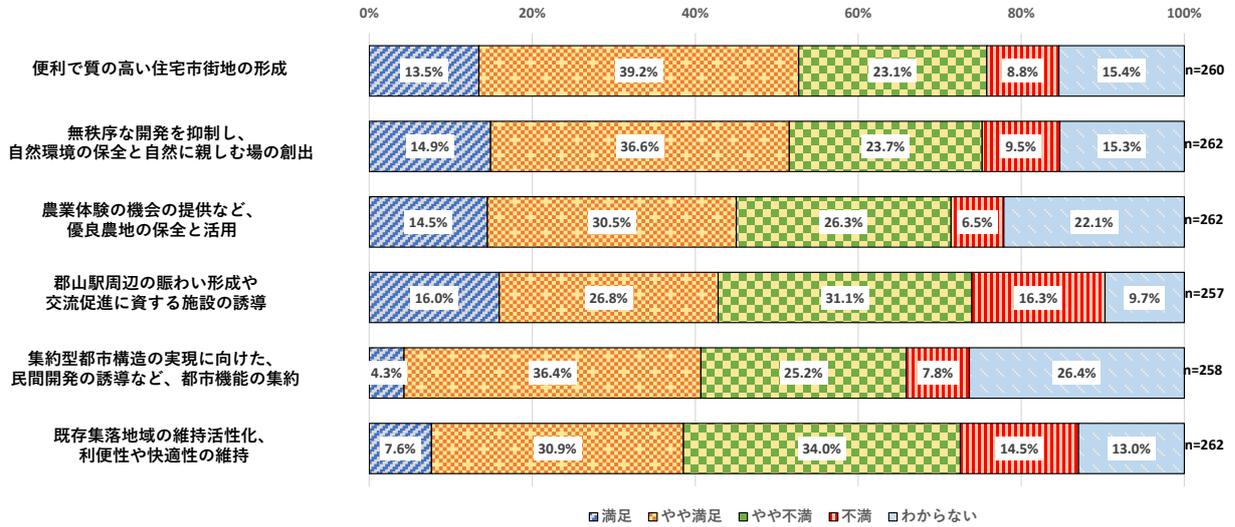
- 最も重要視されているのは「過度に自家用車に依存することのない公共交通の利用促進」でした。一方で、同項目の満足度は40%程度に留まっていることから、今後も市外における公共交通の充実が求められていると言えます。

資-3 市民意見の聴取

(6) 郡山市の都市づくりについて、各項目の満足度を教えてください。
また、特に重要と思われる項目を教えてください。

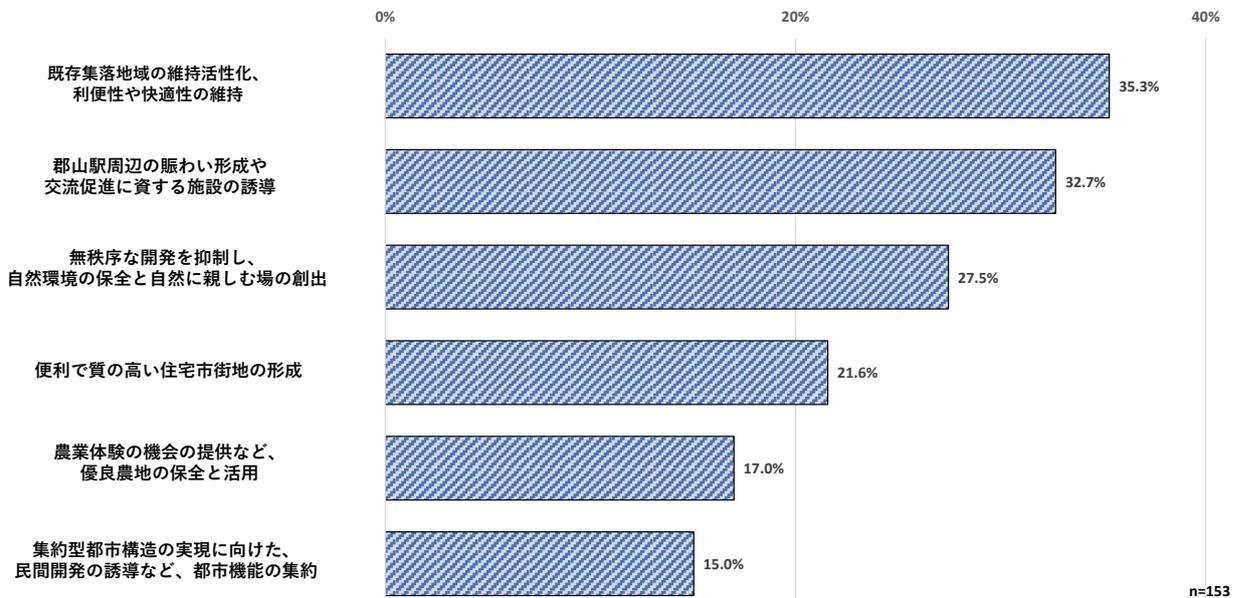
①-1 土地利用 【市内】

■満足度



○満足度が高いのは「便利で質の高い住宅市街地の形成」や「無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全と自然に親しむ場の創出」であり、市内の住環境・自然環境に対する満足度は比較的高いと言えます。

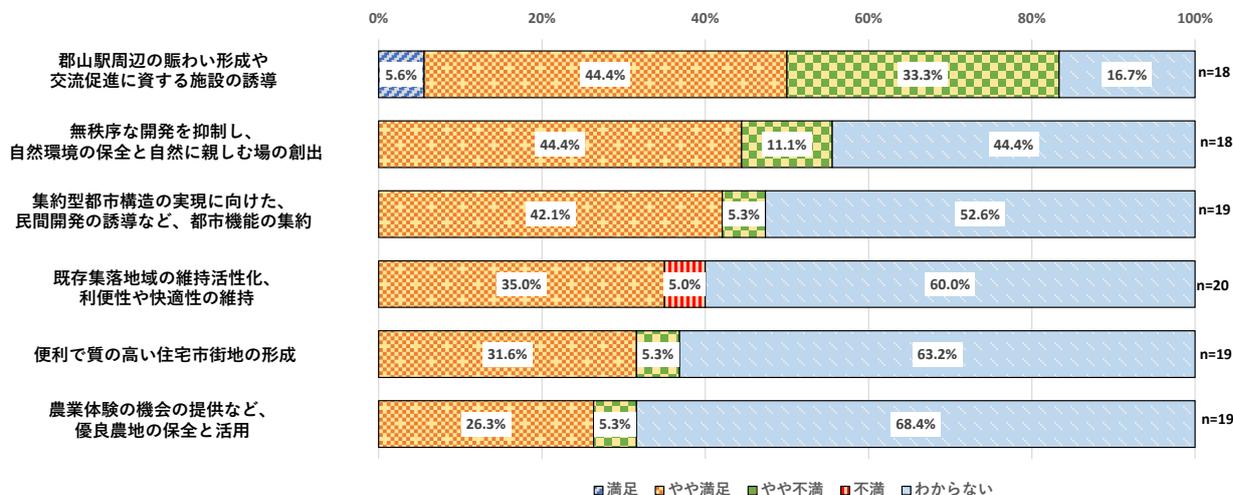
■重要度



○重要度が最も高いのは「既存集落地域の維持活性化、利便性や快適性の維持」でした。しかし、同項目の満足度は最も低かったことから、今後は市内の既存集落地域における活性化が強く求められていると言えます。

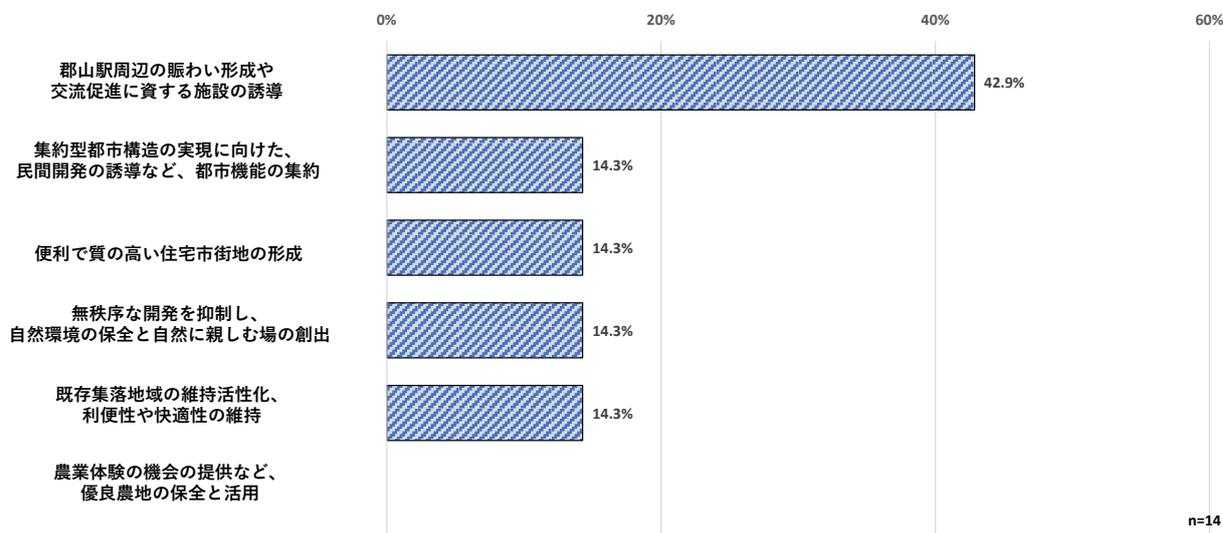
① - 2 土地利用 【市外】

■満足度



○最も満足度が高かったのは「郡山駅周辺の賑わい形成や交流促進に資する施設の誘導」でした。「わからない」の回答を除き、「やや不満」と回答した方も多かったことから、郡山駅周辺における賑わい創出や施設誘導については特に注目されている取組であると考えられます。

■重要度

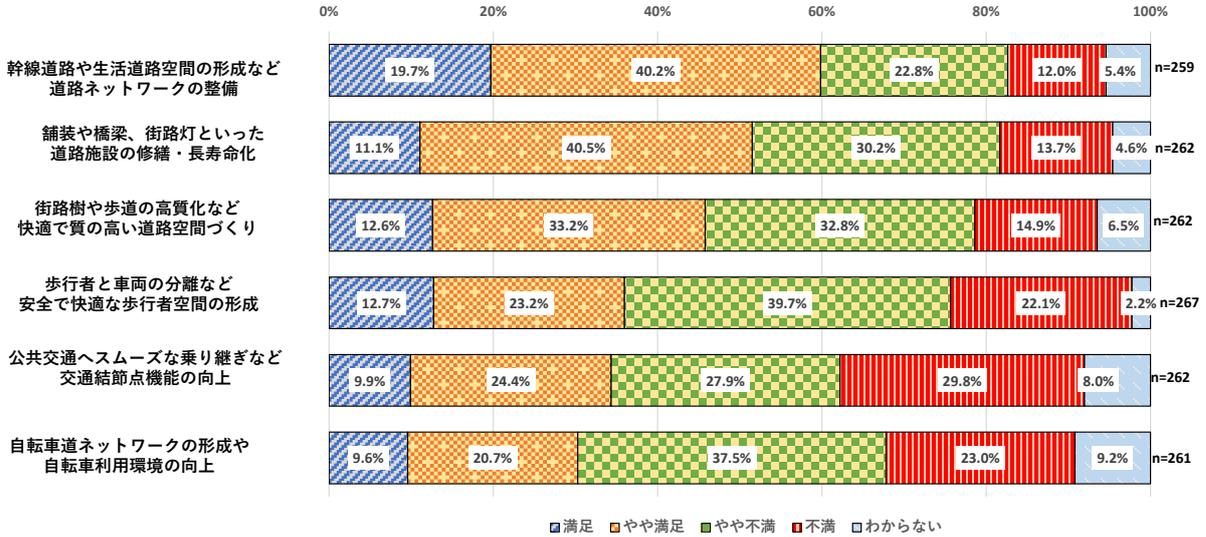


○重要度が最も高かったのは「郡山駅周辺の賑わい形成や交流促進に資する施設の誘導」であり、満足度の結果と同様に、郡山駅周辺の充実が求められていると言えます。

資-3 市民意見の聴取

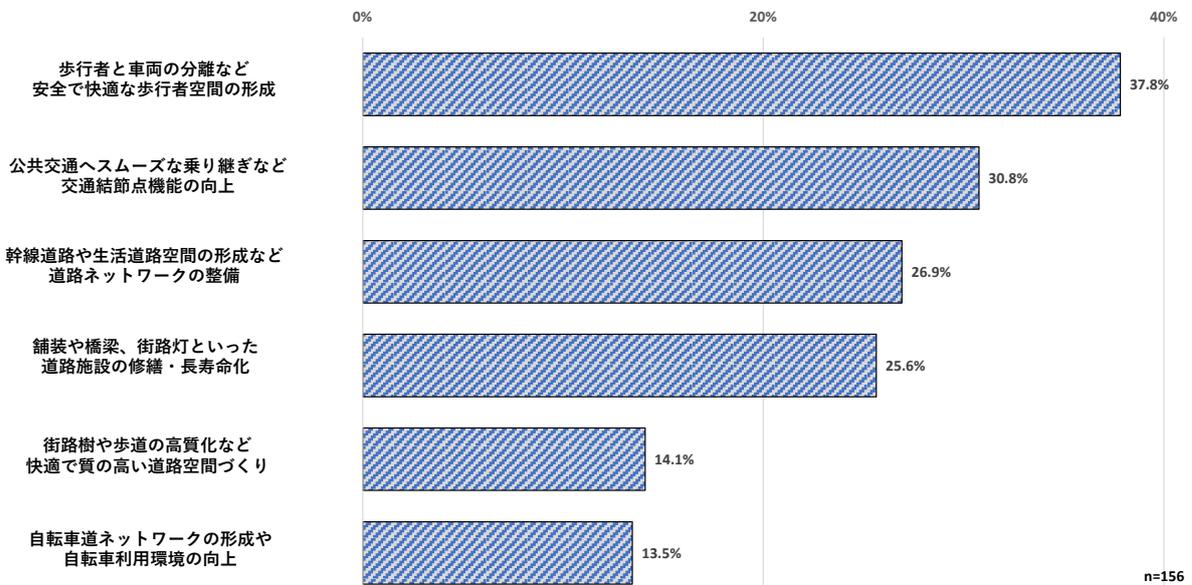
②-1 道路・交通 【市内】

■満足度



- 満足度が最も高かったのは「幹線道路や生活道路空間の形成など道路ネットワークの整備」であり、市内の道路ネットワークの状態については比較的満足されていると言えます。
- 一方で満足度が低かったのは「自転車道ネットワークの形成や自転車利用環境の向上」や「公共交通へスムーズな乗り継ぎなど交通結節点機能の向上」であり、自動車に頼らない移動手段に関する環境整備も求められていると考えられます。

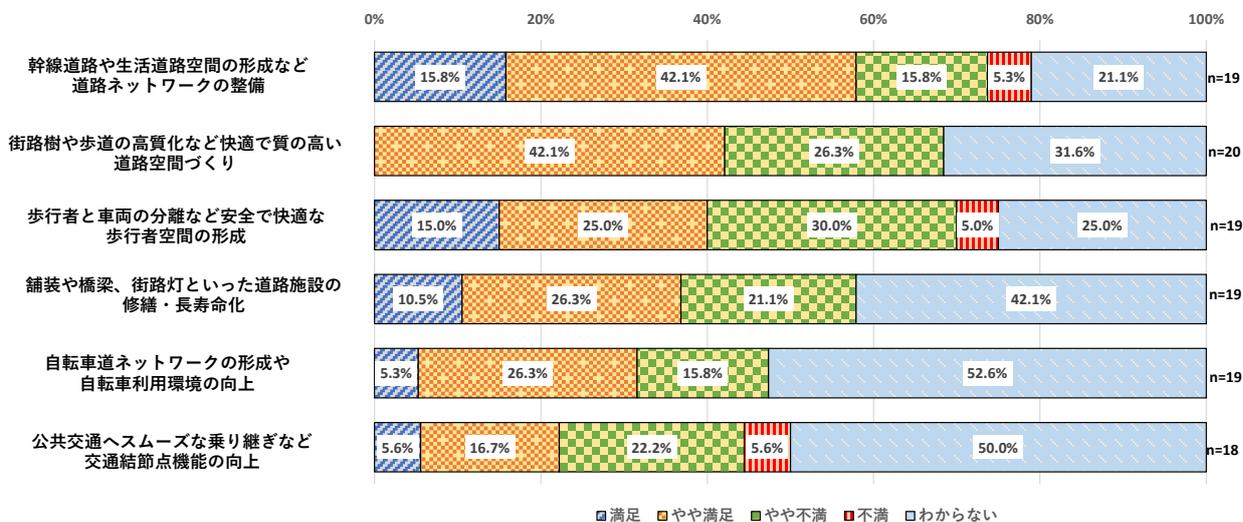
■重要度



- 重要度が最も高かったのは「歩行者と車両の分離など安全で快適な歩行者空間の形成」ですが、満足度は比較的低かったことから、歩行者空間に関する今後の取組推進が求められていると言えます。
- 次いで「公共交通へスムーズな乗り継ぎなど交通結節点機能の向上」も重視されており、これも満足度が低かったことから、利用促進とあわせて機能の向上が求められていると考えられます。

②-2 道路・交通 【市外】

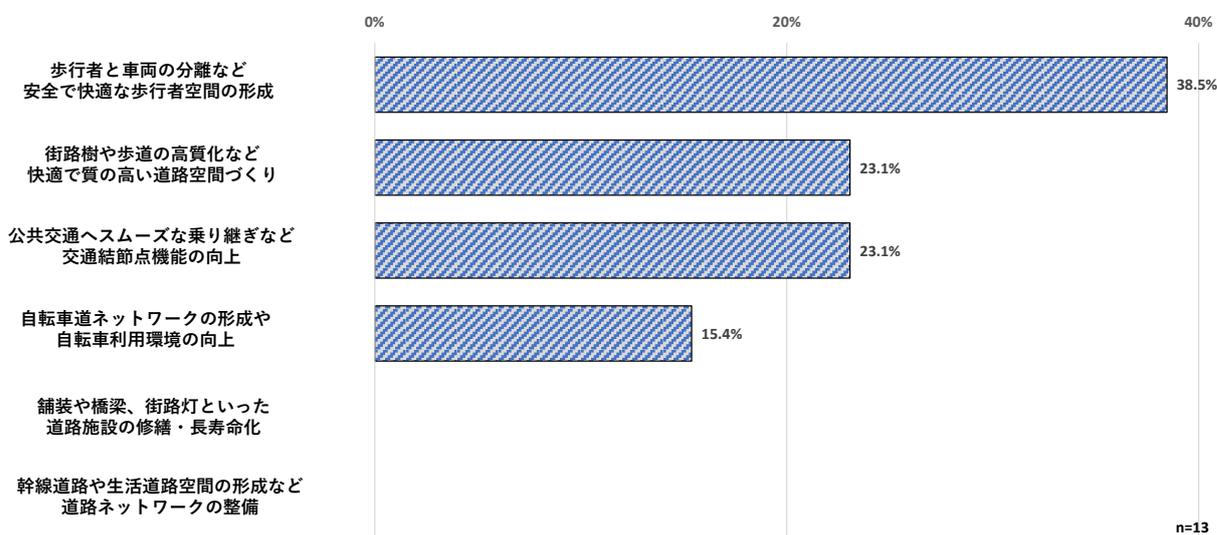
■満足度



○満足度が最も高いのは「幹線道路や生活道路空間の形成など道路ネットワークの整備」でした。

○一方で満足度が最も低かったのは「公共交通へスムーズな乗り継ぎなど交通結節点機能の向上」であり、市内だけでなく市外の方からも公共交通の充実が求められていると考えられます。

■重要度

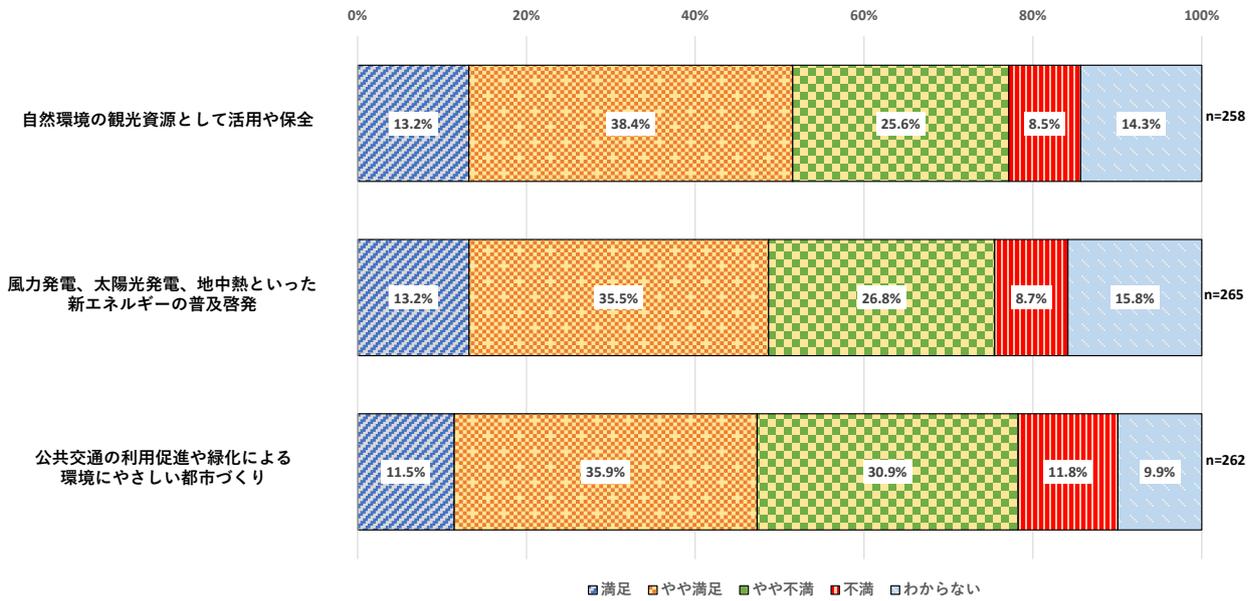


○「歩行者と車両の分離など安全で快適な歩行者空間の形成」の重要度が最も高く、市内の方と同様に、市外の方も歩行者空間の充実を求めていると考えられます。

資-3 市民意見の聴取

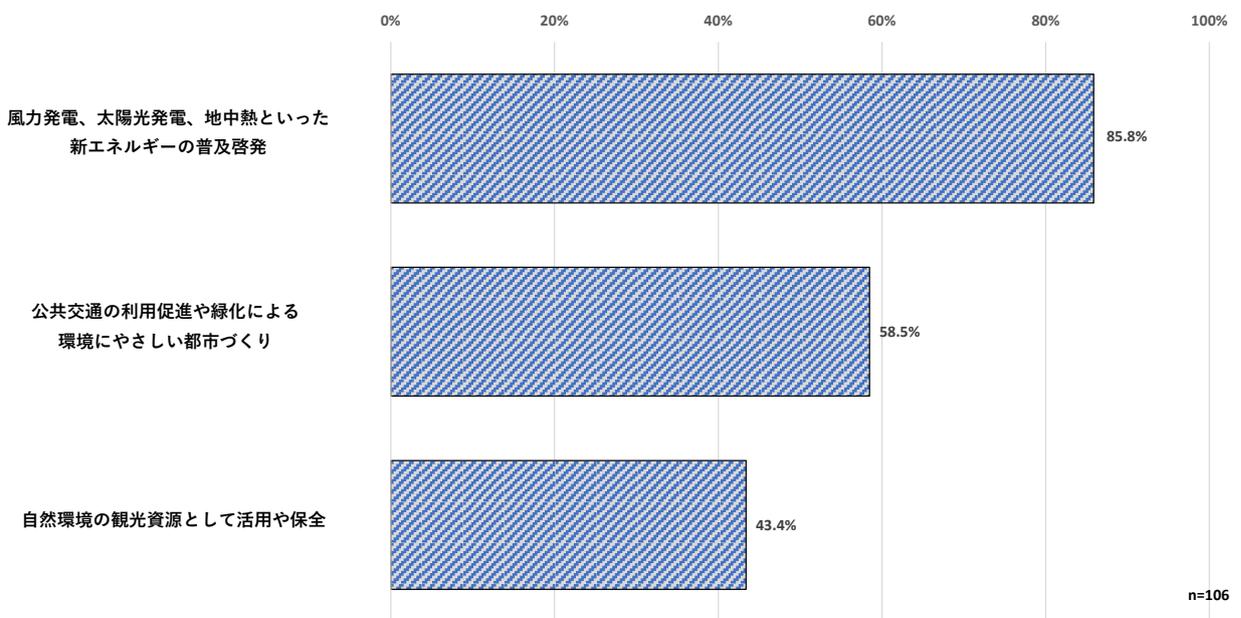
③-1 緑・環境 【市内】

■満足度



- 最も満足度が高いのは「自然環境の観光資源としての活用や保全」であり、豊かな自然環境の保全・活用については満足されていると考えられます。
- 一方で「公共交通の利用促進や緑化による環境にやさしい都市づくり」は満足度が比較的低く、環境負荷の低減に向けた取組の推進が求められていると言えます。

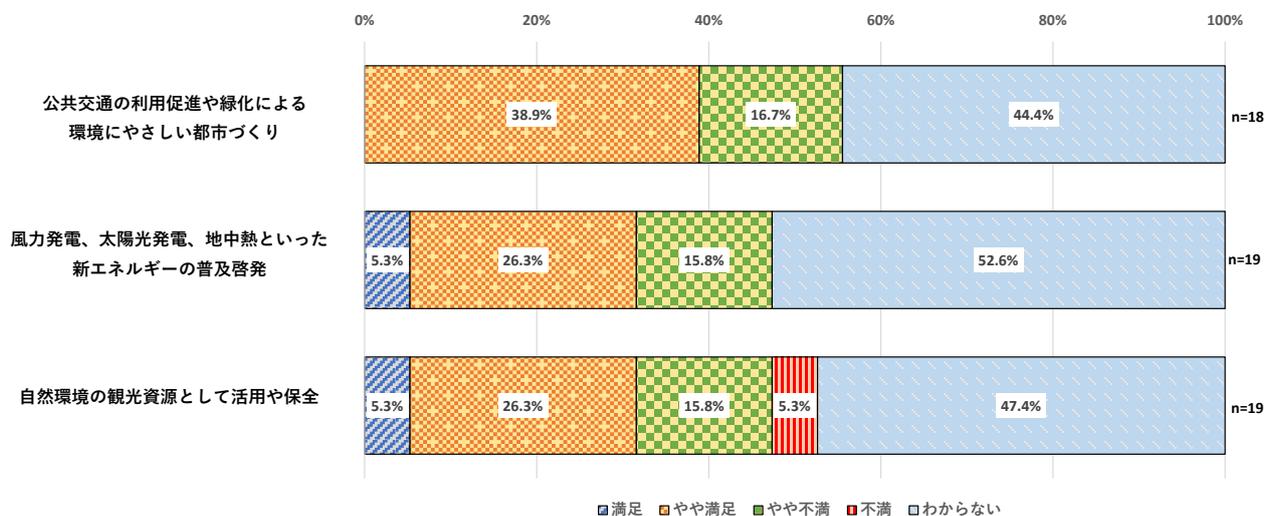
■重要度



- 最も重要度が高いのは「風力発電、太陽光発電、地中熱といった新エネルギーの普及啓発」であり、新たなエネルギーの活用に関して、今後の取組推進が求められていると考えられます。

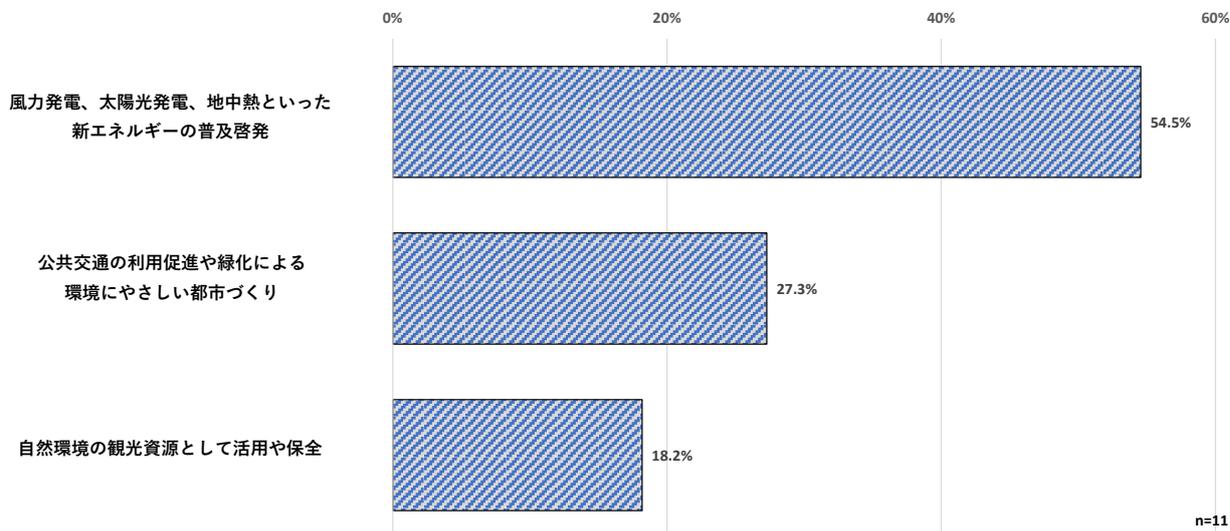
③ - 2 緑・環境 【市外】

■満足度



○最も満足度が高いのは「公共交通の利用促進や緑化による環境にやさしい都市づくり」ですが、全体の40%未満に留まっており、今後も良好な自然環境に配慮したまちづくりが求められていると考えられます。

■重要度

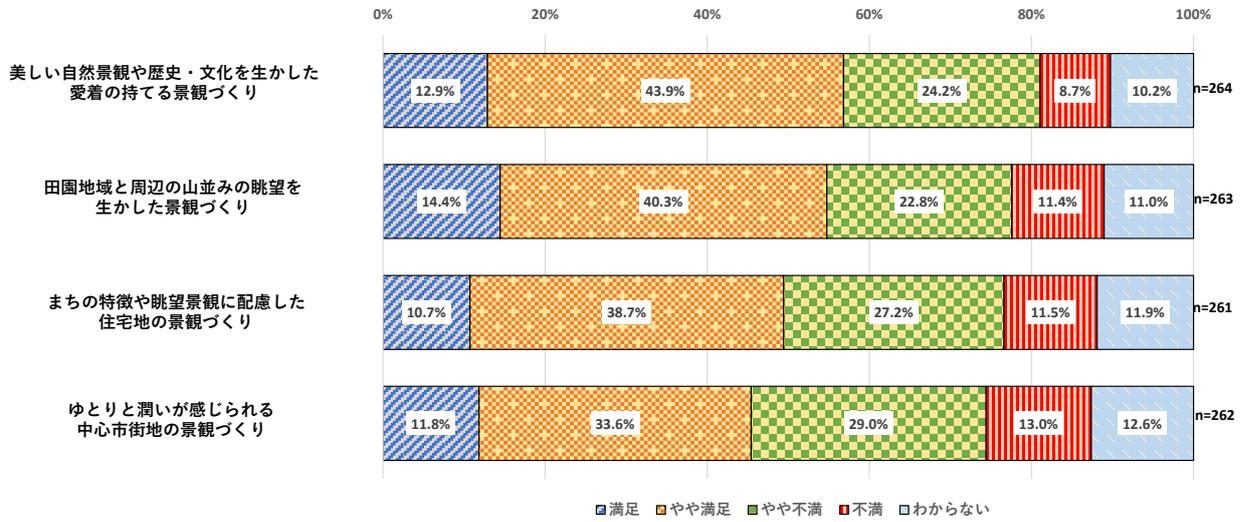


○最も重要度が高いのは「風力発電、太陽光発電、地中熱といった新エネルギーの普及啓発」であり、市内の方と同様に、市外においても今後の新エネルギーの活用が求められていると考えられます。

資-3 市民意見の聴取

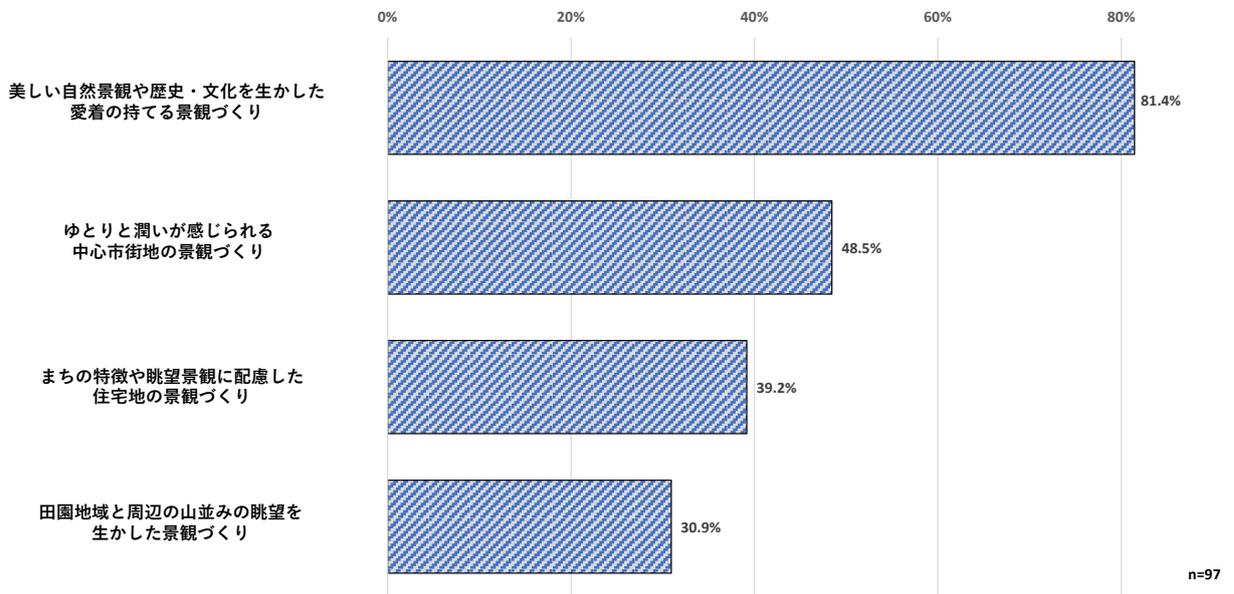
④-1 都市景観【市内】

■満足度



- 最も満足度が高いのは「美しい自然景観や歴史・文化を生かした愛着の持てる景観づくり」であり、市内の美しい自然景観についてはおおむね満足していると考えられます。
- 一方で「ゆとりと潤いを感じられる中心市街地の景観づくり」の満足度が低かったことから、今後はまちなかにおける景観の改善が求められていると言えます。

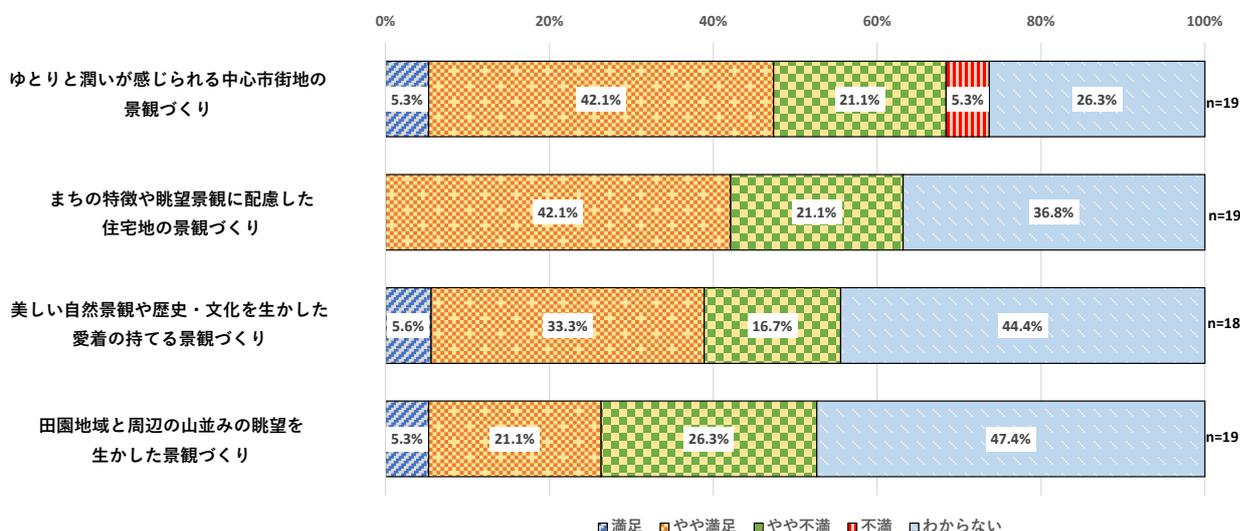
■重要度



- 最も重要度が高いのは「美しい自然景観や歴史・文化を生かした愛着の持てる景観づくり」であり、満足度の高さから分かるように今後も市内の自然景観を維持・向上していく必要があると考えられます。

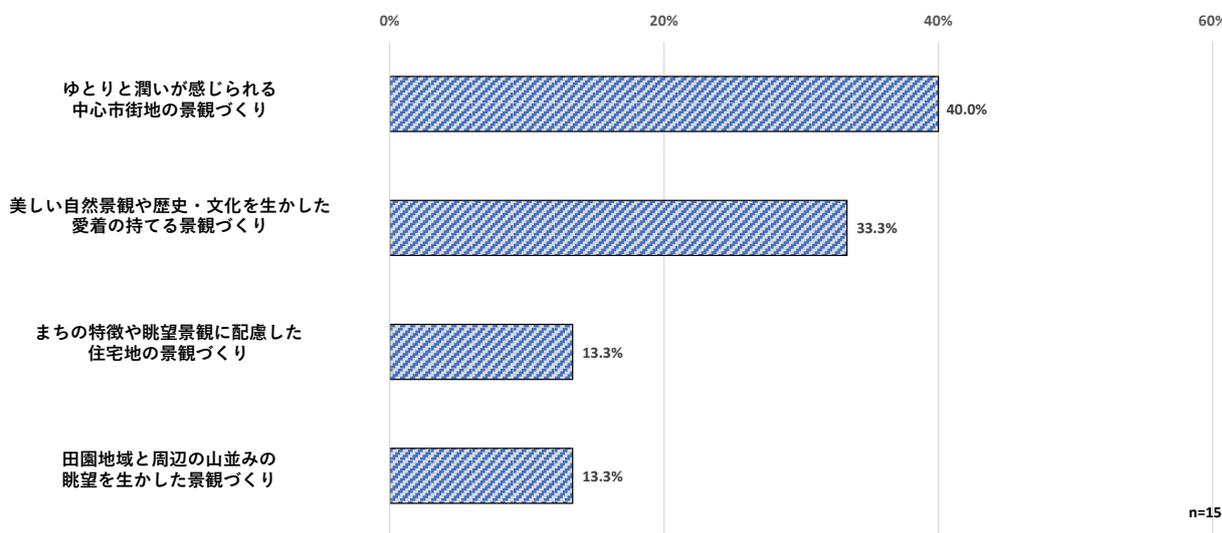
④ - 2 都市景観 【市外】

■満足度



○最も満足度が高いのは「ゆとりと潤いが感じられる中心市街地の景観づくり」でした。これは市内の方からは最も満足度が低かった項目であり、市外の方から見ると中心市街地の景観は比較的満足されていると考えられます。

■重要度

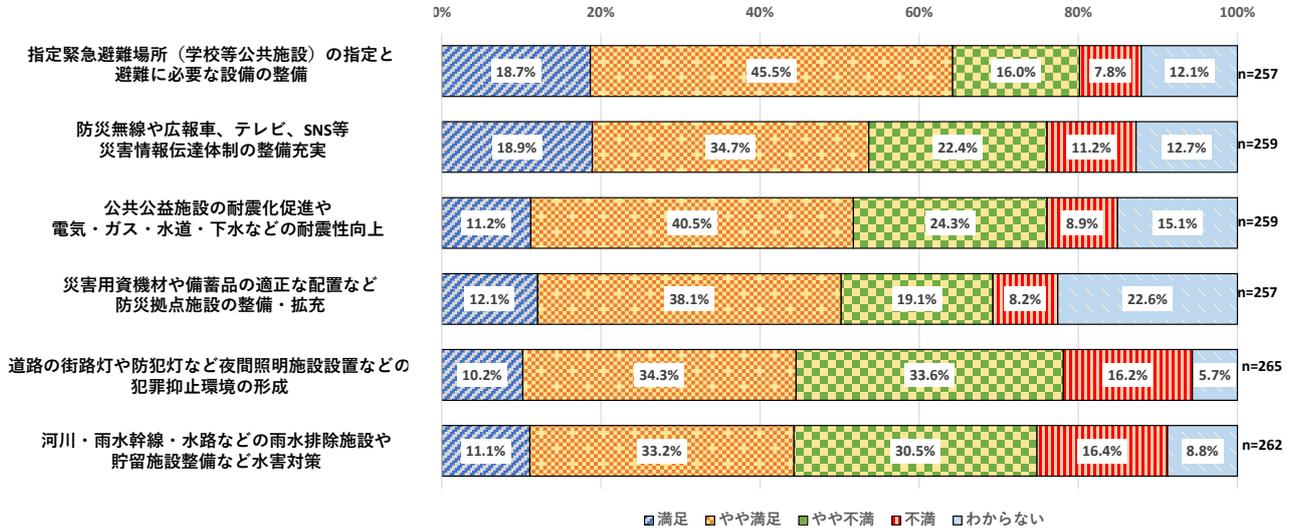


○最も重視されている項目も「ゆとりと潤いが感じられる中心市街地の景観づくり」であり、市内の方の回答と同様に、今後はまちなかの景観整備が求められていると言えます。

資-3 市民意見の聴取

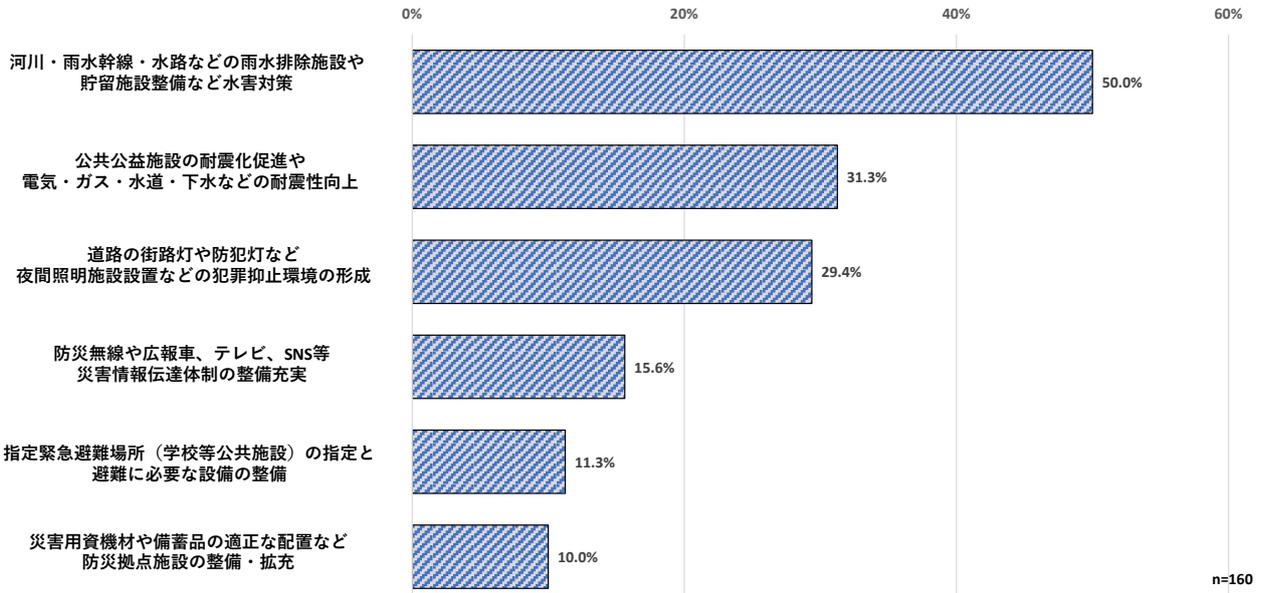
⑤-1 都市防災 【市内】

■満足度



○最も満足度が高いのは「指定緊急避難場所（学校等公共施設）の指定と避難に必要な設備の整備」であり、市内の避難設備については比較的満足されていると考えられます。

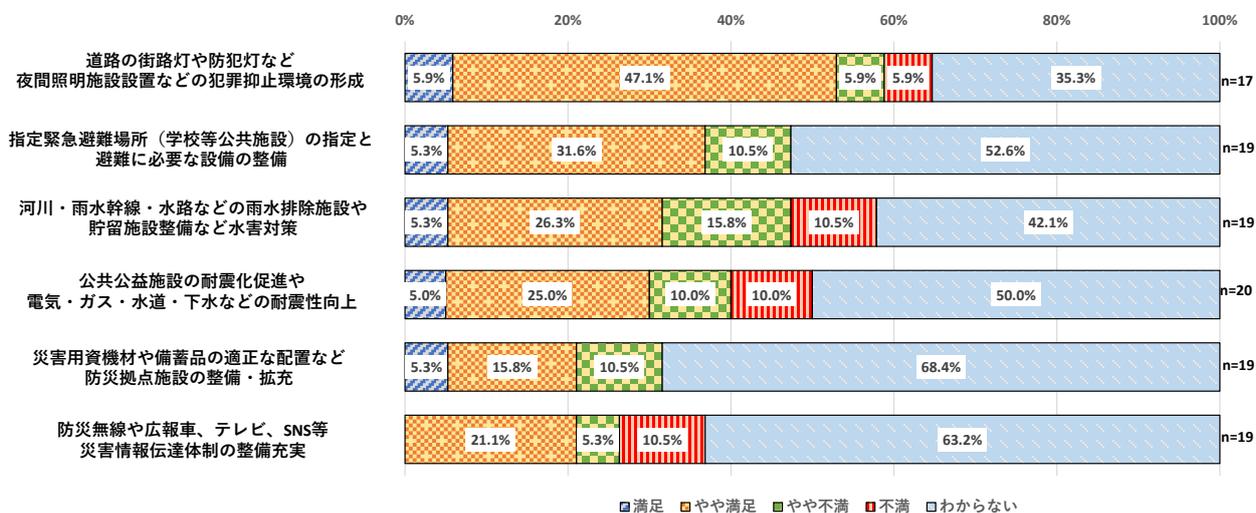
■重要度



○最も重要度が高いのは「河川・雨水幹線・水路などの雨水排水施設や貯留施設整備など水害対策」であり、令和元年東日本台風等の被害の影響から、市内でも多くの方が水害対策を重視していると考えられます。

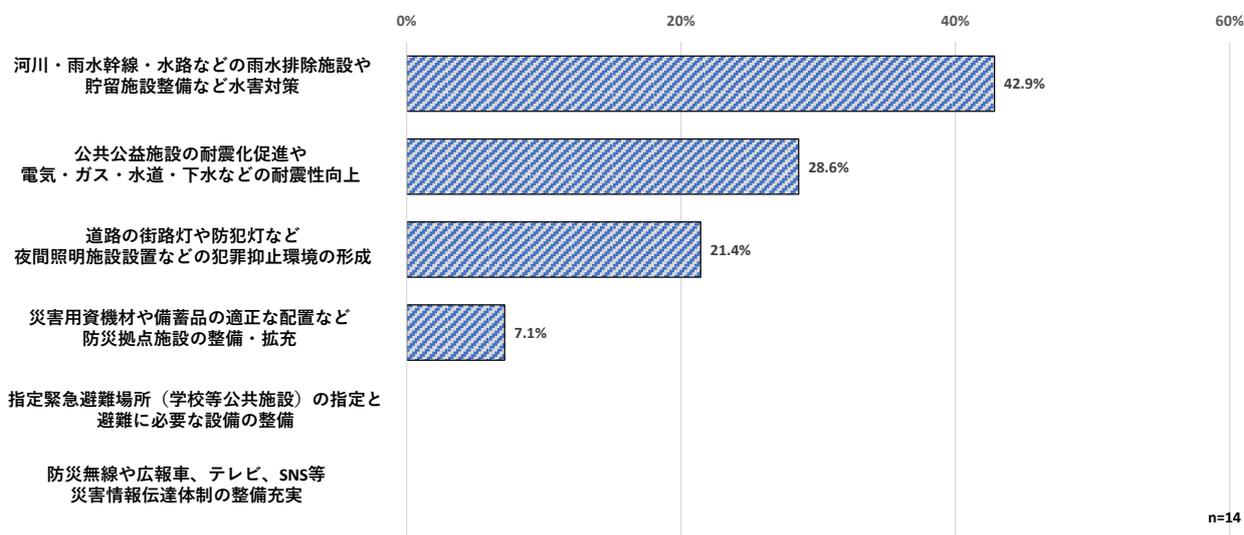
⑤ - 2 都市防災 【市外】

■満足度



○最も満足度が高いのは「道路の街路灯や防犯灯など夜間照明施設設置などの犯罪抑止環境の形成」であり、安全・安心なまちづくりへのニーズが高まっていると考えられます。

■重要度

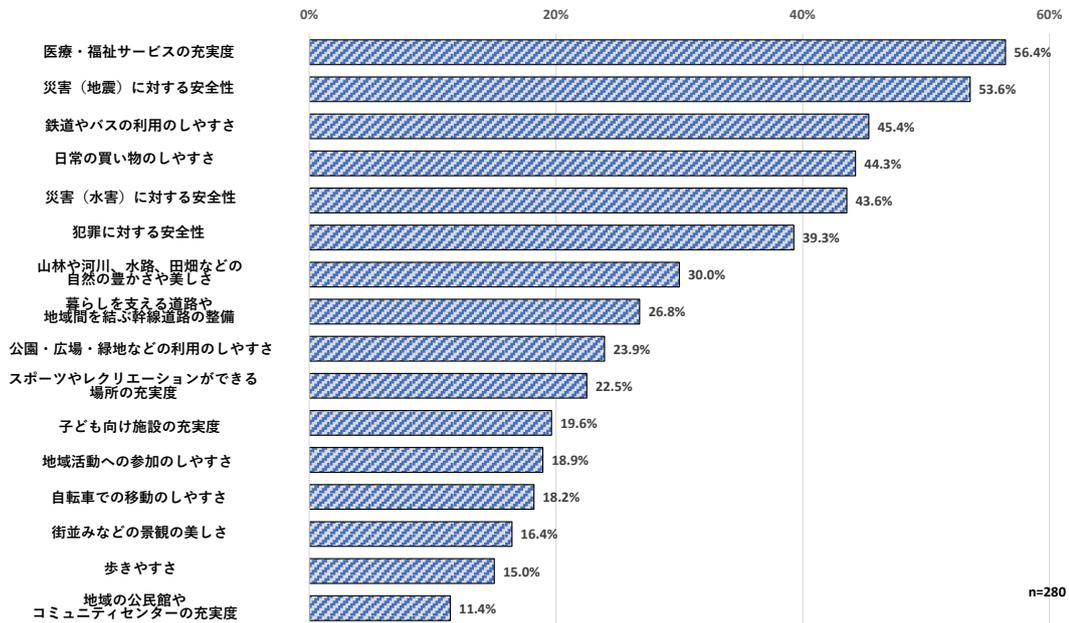


○最も重要度が高いのは「河川・雨水幹線・水路などの雨水排水施設や貯留施設整備など水害対策」であり、市内の方の回答と同様に、市外でも多くの方が水害対策を重視していると考えられます。

資-3 市民意見の聴取

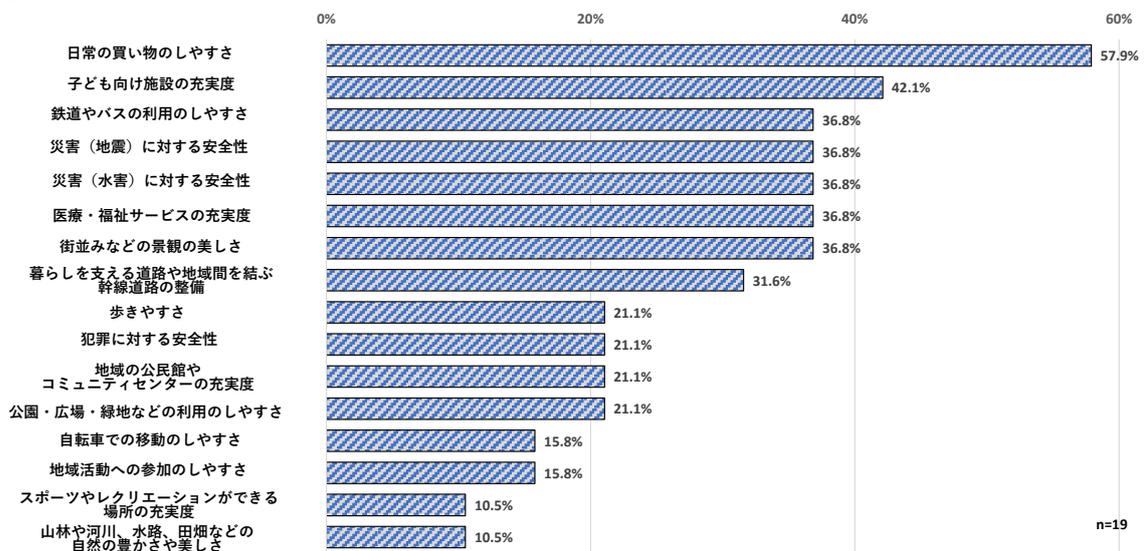
(7) あなたが住んでいる生活圏での、これからの都市づくりにどのような考え方が大切だと思いますか。

【市内】



- 「医療・福祉サービスの充実度」が56.4%で最も多く、次いで「災害（地震）に対する安全性」が53.6%と多い回答となっています。
- 市内ではこうした安全・安心に暮らせるまちの機能が今後の都市づくりにおいて重要だと認識されていると考えられます。

【市外】



- 「日常の買い物のしやすさ」が57.9%と最も多く、次いで「子ども向け施設の充実度」が42.1%と多い回答となっています。
- 市外ではこうした日常的に利用する施設やサービスの利便性向上が今後の都市づくりにおいて重要だと認識されていると考えられます。

2 パブリックコメントの実施

■募集期間

2023（令和5）年9月4日（月）～2023（令和5）年10月5日（木）

■意見提出者数等一覧集計結果

- ・意見提出者数 3人
- ・意見の件数 3件
- ・内容別の意見件数

項目		件数
素案記載内容に関する意見		3件
	都市の現状と課題に関する意見	0件
	全体構成に関する意見	3件
	地域別構成に関する意見	0件
その他の意見		0件

資-4 関連要綱など

郡山市都市計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 12 日 郡山市条例第 40 号
改正 昭和 48 年 6 月 20 日 郡山市条例第 29 号
平成元年 6 月 29 日 郡山市条例第 40 号
平成 11 年 12 月 21 日 郡山市条例第 41 号
平成 20 年 3 月 27 日 郡山市条例第 5 号
平成 22 年 3 月 17 日 郡山市条例第 3 号
平成 30 年 3 月 26 日 郡山市条例第 39 号
令和 4 年 9 月 26 日 郡山市条例第 21 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、郡山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 11 条例 41・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(平 11 条例 41・一部改正)

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会議員 6 人以内
- (2) 学識経験のある者 10 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4 人以内

2 臨時委員は、必要のつど、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(平 11 条例 41・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平 11 条例 41・一部改正)

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 11 条例 41・一部改正)

(専門調査員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平 11 条例 41・全改)

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平11条例41・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市構想部において処理する。

(平元条例40・平11条例41・平20条例5・平22条例3・平30条例39・令4条例21・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例41・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年郡山市条例第29号) 抄

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年郡山市条例第40号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年郡山市条例第41号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(郡山市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第10条の規定による改正前の郡山市都市計画審議会条例第3条第1項第3号の規定により任命され、この条例の施行の日の前日において委員である者(以下「旧第3号委員」という。)は、同日をもって解任されるものとする。この場合において、第10条の規定による改正後の郡山市都市計画審議会条例第3条第1項第3号の規定により委嘱される委員(以下「新第3号委員」という。)の任期については、新第3号委員は、旧第3号委員の補欠の委員とみなす。

附 則 (平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年郡山市条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年郡山市条例第39号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年郡山市条例第21号) 抄

(施工期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

資-4 関連要綱など

郡山市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき策定された本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定について調査及び検討、原案の作成等を行うため、郡山市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの改定に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査及び検討に関すること。
- (2) 原案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する都市構想部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長には、都市構想部長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、都市計画マスタープランの改定について調査及び検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には都市構想部次長を、副幹事長には都市政策課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、委員長の命を受け、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、調査及び研究の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 7 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、都市構想部都市政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、農業委員会事務局長、上下水道局長

別表第2（第5条関係）

総務法務課長、政策開発課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、こども政策課長、農業政策課長、産業雇用政策課長、道路建設課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、農業委員会事務局次長、上下水道局総務課長

資-5 用語解説

あ行

安積開拓

全国初の国の直轄事業として安積平野の開拓と安積疏水の開さくを行った事業。

安積疏水

猪苗代湖から安積原野に水を供給している疏水。日本三大疏水の一つ。

アメニティ

健康で文化的な生活環境。

インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、及び学校・病院・公園などの公共の福祉に関わる施設が該当する。

ウィンドファーム

集合型風力発電所。多数の風力発電機が一箇所に集まっている発電所。

ウォーカブル

ウォーカブルは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字どおり「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもっている。国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして「居心地がよく、歩きたくなる」まちなか～ウォーカブルなまちなかの形成～を推進している。

越水・溢水

川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組のこと。

温室効果ガス

地球の気温上昇をもたらすガスで、地球温暖化の原因とされるもの。二酸化炭素やメタンなど。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロを目指す。

日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、CO₂ だけに限らず、メタン、N₂O（一酸化二窒素）、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にしたものであり、「全体としてゼロに」とは、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味する。

開発許可

一定規模以上の面積の土地に、建物を建てる場合に必要となる許可。

河川防災ステーション

水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するもの。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分

どこまでを市街地の範囲とするか、市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

クラスター

ぶどうの房。地域拠点が集めたひとつの集合体を「ぶどうの房」に例えている。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面における課題解決に活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

こおりやま広域圏

郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町からなるこおりやま広域連携中枢都市圏の略称。

郡山市通学路交通安全プログラム

未来を担う郡山の子どもたちを、交通事故から守るために、通学路における交通安全確保に向けた取組。

郡山都市圏

郡山市を中心とする通勤・通学などの区域。

コミュニティ

地域社会。市民が連帯感や信頼関係をもって支えながら生活を営む基礎的な生活空間。

コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補うため、自治体が関与し、地域住民の交通利便性の向上を目的に運行されるバスのこと。

コンパクト

機能が集約して充実すること。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方。住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより実現を図る。

コンベンション

会議や大会など、多くの人々が集まり、人・モノ・情報などが交流する場、イベント。

さ行

サーキュラーエコノミー社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、提示された概念のことであり、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動をすることで、環境負荷の削減だけでなく、経済成長も同時に実現させる社会の仕組みのことを指す。

災害ハザードエリア

災害危険区域、土砂災害特別警戒区域など、被災の恐れが大きい区域のこと。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、枯渇せず繰り返し使えて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ないエネルギー。

産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所

2014（平成26）年4月に福島県郡山市に開所した。「世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進」と「新しい産業の集積を通じた復興への貢献」を大きな目的とした、国内外の研究者をはじめとする様々な人々が集う、日本を代表する再生可能エネルギー研究発信拠点。

市街化区域

既に市街地になっている区域や積極的に市街地の整備を進めていくために定めた区域。

市街化調整区域

無計画に市街化が進まないように、原則として開発を抑制するよう定められた区域。

市街地開発事業

都市内の一定のエリアにおいて、公共施設の整備や宅地の開発などを総合的な計画に基づいて行う事業。

資-5 用語解説

市街地再開発事業

市街地開発事業の一つで、老朽化した建物や細分化された土地にある小さな建物が密集する地区において、敷地を統合し、不燃化された共同建物を建てるための事業。

小水力発電

水力発電の内、発電機の規模が、1000kW 以下のものを呼ぶ。

人口集中地区

人の住む都市的な地域のこと。指標として、人口密度が1 ha あたり 40 人以上で、互いに隣接して人口が 5000 人以上の地区とされている。

ストック効果

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。また、ストック効果には、耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

スマートコミュニティ

電力、水、交通・物流、医療、情報など、あらゆるインフラを統合的な管理・最適制御を実現したネットワークインフラのこと。

セーフコミュニティ

「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域活動団体、関係機関、行政等が協働により「市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のこと。

生活圏

人が行動する範囲・地域を指し、買物、医療、レクリエーション、教養、通勤・通学などの行動が主として行われる範囲（地域）をいう。

生活支援機能

日常生活を支える機能のこと。診療所、地域包括支援センター、子育て支援センターなどを指す。

生活利便施設

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストアなどを指す。

生産年齢人口

15～64 歳の人口。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

総合都市交通計画

徒歩・自動車・公共交通などの適正な分担や交通課題の対応を図る計画。

た行

第一次産業

産業を三部門に分類したうち、主に農業や林業、漁業、鉱業などの産業分野のこと。

第二次産業

産業を三部門に分類したうち、主に製造業や建設、電気・ガス業などの産業分野のこと。

第三次産業

産業を三部門に分類したうち、主に小売業やサービス業などの産業分野のこと。

大規模集客施設

床面積1万㎡超の店舗など。

太陽光発電

太陽光を直接的に電力に変換して発電する仕組みのこと。

脱炭素化

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減しゼロにすること。

地域包括ケア

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供されるサービスのこと。

地区計画

地区の課題や特性を踏まえた、住民参加によって進められるまちづくりの手法。目標や方針を定めた上で、道路・公園の位置や建物の建て方のルールを定める。

中核市

人口20万人以上の都市で、国から指定された都市。

中心市街地

商業・業務など様々な都市機能が集まり、都市の「顔」とも言うべき場所。

超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会のこと。高齢化率が7%～14%未満の社会を「高齢化社会」、14%～21%未満を占める社会を「高齢社会」という。

調整池

集中豪雨などにより発生する局地的な出水を一時的に溜める池。

低炭素まちづくり計画

2012（平成24）年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき策定される計画で、域内のそれぞれの地域特性を考慮したまちづくりにおいて、総合的な都市の低炭素化の取組を推進するための指針となるもの。

テクノポリス

先端技術産業や大学・研究機関を中核とした地域経済の発展を目指す高度技術集積都市。

デマンド型交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

都市機能

都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業など）のこと。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画。

都市計画区域

都市計画法の適用を受ける区域。区域区分を定めている場合、市街化区域、市街化調整区域で構成される。

資-5 用語解説

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市計画マスタープラン

都市の将来像を明確にして、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするために定められる指針のこと。

都市構造

市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したもので、都市の将来像や都市づくりの目標を踏まえて、将来の都市の姿を分かりやすく示したものの。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることを目的とした法律。

都市施設

道路、公園、下水道など、都市における諸活動や生活を支えるために必要な施設。

都市の低炭素化の促進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律と両輪となって、都市の二酸化炭素排出量の削減を図り、都市の健全な発展を寄与することを目的とした法律。

土地区画整理事業

狭い道路や不整形な区画を整形に改善し、土地利用の増進を図るために行われる事業。

土地利用

市街地や農地など、目的をもって土地を活用すること。

トラックターミナル

(和製) truck + terminal 長距離輸送用トラックと集配用トラックとが、荷物を積み替える中継施設。

な行

ネットワーク

相互に連携すること。

年少人口

0～14歳の人口。

は行

パークアンドライド

車を郊外に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステム。

パーソントリップ調査

人の動きを調べ、交通の実態を把握する調査。

ハイウェイオアシス

高速道路のサービスエリアまたはパーキングエリアなどと、周辺の公園や商業施設等を一体化させたもので、高速道路および一般道のどちらからでも乗り入れや利用が可能なもの。

バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼したり、ガス化するなどして発電する。現在では技術開発が進み、様々な生物資源が有効活用されている。

バイパス

市街地の交通混雑を避け、車を迂回(うかい)させるために設ける道路。

バックキャスト

過去の実績や現状や課題から未来を考えるのではなく、「ありたい姿/あるべき姿」を描いたうえで、そこから逆算して“いま何をすべきか”を考える思考法のこと。

ヒートアイランド現象

都市の郊外部に比べ、都市部の方が気温が高くなる現象。

ビジョン

将来のあるべき姿を描いたもの。構想。

風力発電

風の中で風車をまわして、その回転運動を電力に変換して発電する仕組みのこと。

ふくしま医療機器開発支援センター

郡山市に整備された医療機器の安全性評価、企業のマッチングやコンサルティング、医療従事者のトレーニング等を総合的に実施し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する我が国初の医療機器開発支援拠点のこと。

ベビーファースト

子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現する取組。

ま行

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定された法律。「まち・ひと・しごと創生」とは、「まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」、「ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することが目指されている。

未利用地

土地の有効利用が行われていない土地。

モータリゼーション

自動車が生生活必需品として、社会に広く普及すること。

モビリティマネジメント

地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（=かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。

や行

遊休地

どのような用途でも使われておらず有効利用されていない土地。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が使しやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指そうという考え方。

用途地域

工場と住宅を分離するなど、用途の混在を防ぎ秩序ある土地利用を誘導するため、建物の用途に一定の制限を行う地域。第一種低層住居専用地域など13種類が都市計画法で定められている。

ら行

流域治水

集水域（雨が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方。

レクリエーション

休養、娯楽。日常生活に潤いを求めて行う余暇活動。

老年人口

65歳以上の人口。

資-5 用語解説

英字

DX (デジタルトランスフォーメーション)

企業がビッグデータなどのデータと AI や IoT を始めとするデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善してだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

GX (グリーントランスフォーメーション)

2050 年カーボンニュートラルや、2030 年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革のこと。

MaaS

Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものをいう。

NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っている。(非営利組織 Non Profit Organization の略語)

Park-PFI 事業

民間事業者が公園内に設置する飲食店、売店等から得られる収益を公園の整備・管理に還元することを条件に、公園利用者の利便の向上、市の財政負担の軽減を図る事業。

PDCA サイクル (PDCA cycle、Plan-Do-Check-Action cycle)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

SDGs

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

**郡山市都市計画マスタープラン
2023（令和5）年改定**

発行 郡山市

編集 都市構想部都市政策課

〒 963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

Tel 024-924-2321 Fax 024-938-2720

E-mail tosiseisaku@city.koriyama.lg.jp

ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/>

